

《重要》有料会議室の減免基準変更のお知らせ

2024年3月5日(火)に開催された部局長連絡会において、「固定資産貸付(一時貸付)における貸付料減免基準の変更について」と題し、2024年度から工学部と理学部の一部で、中百舌鳥キャンパスと杉本キャンパスが入れ替わることから、施設一時貸付取扱要綱の学会減免基準を統一することが報告されました。

そのため、学術情報総合センターにおいては現行の規程を2024年4月1日に廃止して4月1日から要綱に変更するとともに、学会減免基準の統一に伴い下記のとおり有料会議室の減免基準を変更します。

1 規程から要綱への変更

2024年3月31日まで

大阪公立大学学術情報総合センター利用規程

2024年4月1日から

大阪公立大学学術情報総合センター利用要綱

2 変更内容

2024年4月1日から学会減免基準を下記のとおり変更します。

現行規程の別表4(第17条関係)のうち「学会・研究会等(本学教職員が会員であるもの)」の減免基準の変更

(現行)	(変更後)
75%減免	50%減免

3 変更への対応

(1) 2024年3月31日迄に学術情報課庶務担当へ利用申込書が到着した場合
現行の規程を適用します。

(2) 2024年4月1日以降に申込書が到着した場合
要綱の減免基準を適用します。

4 その他

大阪公立大学学術情報総合センター利用要綱

<https://www.omu.ac.jp/media-center/yuuryou/youkou/index.html>